

福岡広域都市計画地区計画の決定（古賀市決定）

福岡広域都市計画地区計画を次のように決定する。

令和6年3月19日 古賀市告示第34号

1 地区計画の方針

名	称	新原高木地区地区計画
位	置	古賀市新原の一部
面	積	約27.9ha
地区計画の目標		本地区は、古賀市都市計画マスタープランにおいて「古賀ICに近接した利便性を活用した工業系、商業系用途の土地利用に取り組む区域」として位置付けている。本地区計画は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」が規定する「産業導入地区」の本地区への設定に伴い定めるもので、工業系施設等用地として適切な土地利用を誘導することで、農業者への安定した就業機会の確保や、農地の集積・集約化の促進など、農業と産業の均衡ある発展を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、流通・工業施設等用地であるA地区と、商業系施設用地であるB地区に区分し、古賀ICに近接した利便性を活用したふさわしい適正な土地利用を各地区に誘導し、周辺環境に配慮した良好な地区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の交通のための道路を配置する。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途、建築物の容積率・建蔽率の最高限度、壁面の位置、及び垣又はさくの構造について必要な制限を行う。なお、B地区について、誘導する商業系施設に供する部分の床面積の合計は10,000㎡以下とする。

## 2 地区整備計画

地区施設の配置及び規模		名称	幅員	延長
		区画道路	12m	約740m
地区の区分名称及び面積		A地区 約25.6ha		B地区 約2.3ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>地区内に建築できる建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1 工場（ただし、建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場を除く。）</p> <p>2 事務所</p> <p>3 倉庫</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、建築基準法施行令第130条の9第1項の表の準工業地域に定める数量を超えないもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>地区内に建築できる建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、建築基準法施行令第130条の5の3に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>	
	建築物の容積率の最高限度	10分の20		
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6		
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は、区域内の道路との境界においては5.0m以上、その他の境界においては2.0m以上とすること。</p>	—	
	垣又はさくの構造の制限	<p>建築物に附属する垣又はさくの構造は、周囲の環境と調和し、緑の多い景観形成に配慮したものとし、生垣、植栽又は高さ1.8m以下の透過性のフェンスとすること。</p>		

## 3 区域

計画図表示のとおり

## 理 由

本地区は、古賀 I C 及び主要地方道筑紫野・古賀線の沿道に位置していることから、広域的交通の利便性を活かした産業用地として利用価値の高いエリアであり、市都市計画マスタープランにおいても、「古賀 I C に近接した利便性を活用した工業系、商業系用途の土地利用に取り組む区域」として位置づけられている。また、古賀市では、農村地域における農業従事者の高齢化や担い手不足による農業生産力の低下等を懸念しており、利用価値の高い本エリアに「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」で規定する「産業導入地区」を定め、農業者への安定した就業機会の確保や、農地の集積・集約化の促進など、農業と産業の均衡ある発展を図るため、産業導入地区の設定に伴い本地区計画を決定するものである。